

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社Gunosy			コード	6047
提出日	2025/8/6	異動（予定）日	2025/8/28		
独立役員届出書の提出理由	第13回定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	富塚 優	社外取締役	○										△			○		有	
2	城下 純一	社外取締役	○													○		有	
3	守屋 彰人	社外取締役	○													○		有	
4	射場 瞬	社外取締役	○													○		有	
5	清水 健次	社外監査役	○													○		有	
6	和田 健吾	社外監査役	○													○		有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	富塚氏が代表取締役を務める株式会社Tommyは、2018年まで当社の取引先でありましたが、同社と当社との取引関係は、その性質・規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	富塚氏は、インターネットメディア事業、人材開発及び企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	城下氏は、金融機関において要職を歴任し、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しており、特に金融・財務・資本市場について専門的な観点から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	守屋氏は、企業経営及びメディア・広告、EC・決済、ゲーム関連事業に関する豊富な経験と知見を有するとともに、グローバル企業での業務経験を有し、それらの経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから、社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	射場氏は、企業経営及び金融サービスやデータ活用領域をはじめとしたグローバルな分野に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待でき期待できることから、社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	清水氏は弁護士であり、法律に関する豊富な知見を有し、また同氏は公認会計士でもあることから財務・会計に関する知識も同時に有しております。このことから、同氏が当社社外監査役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	和田氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、同氏が当社社外監査役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
7		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。